

# 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除における事務の概要（案）について

厚生労働省年金局事業管理課

## 1. 改正の趣旨

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号）において、次世代育成支援の観点から、

- ・ 国民年金の被保険者が出産を行った際には、その出産前後の一定期間の保険料については納付することを要しない
- ・ 当該期間を保険料納付済期間に算入されることとされた。

## 2. 改正の概要

### (1) 産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（国民年金法第88条の2）

国民年金第1号被保険者について、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあっては、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は納付することを要しない。

出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、免除する期間は出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月）とし、原則として変更は行わない。なお、出産日以降に届出が行われた場合は、出産日を基準とし同様に取り扱う。（今後、省令等において定める。）

※ 出産の範囲：健康保険法（大正11年法律第70号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び厚生年金保険法等の他の社会保障制度と同様に、妊娠85日（4か月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）。

(2) 国民年金の保険料納付済期間とみなす期間（国民年金法第5条）

国民年金第1号被保険者について、産前産後期間に係る保険料免除期間（以下「産前産後免除期間」という。）を保険料納付済期間に算入される。

※ 産前産後免除は法定免除・申請免除よりも優先される。

※ 産前産後免除期間は死亡一時金、脱退一時金についても、保険料納付済期間に算入される。

(3) 国民年金保険料の額の引上げ（国民年金法第87条）

平成31年度以降の年度の国民年金保険料の額は、産前産後免除期間を保険料納付済期間とみなし、当該期間を年金給付に反映させるために要する財源として、100円が上乘せされ、月額で17,000円（平成16年度価格）となる。

(4) 付加保険料を納付することができる期間（国民年金法第87条の2）

産前産後期間に係る保険料免除は、他の保険料免除とは異なり、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するものであることから、当該期間についても付加保険料を納付することができる。

(5) 国民年金の任意加入等（国民年金法附則第5条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第11条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第23条）

国民年金に任意加入している者は、他の保険料免除や猶予と同様に、産前産後期間に係る保険料免除は適用されない。

### 3. 事務処理等について

(1) 事務の内容

① 被保険者は市町村窓口で母子健康手帳その他出産予定日を明らかにすることができる書類を添えて届出手続きを行う。（今後、省令において定める。）

また、出産日以降に届出手続きを行う場合、出産日は市町村で確認可能であるため、出産日を明らかにする証明書類は原則不要であるが、別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにすることができる書類を添えて届出手続きを行う。（今後、省令において定める。）

出産予定日の6か月前から届出を受け付ける。(今後、省令において定める)

- ※ 施行日以降の届出のみ認め、事前受付は行わない。
- ※ 届出の期限は設けない。「速やかにご提出ください。」と周知する。
- ※ 遡及については法定免除と類似の取扱い。(国民年金法第88条の2)

- ② 市町村は受け付けた届書に不備等がないか確認を行い、管轄の事務センター(年金事務所)に回付する。
- ③ 事務センター(年金事務所)は届書を審査のうえ、事務センターにて入力処理を行う。
- ④ 事務センターから被保険者に通知書を送付する。

## (2) その他

- ① 法定免除、申請免除、納付猶予、学生納付特例の承認期間の間に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除期間終了後改めて届出を行うことを要しない。
- ② 産前産後免除期間が申請免除、納付猶予の終期と重なる場合においても、翌周期の継続免除、継続納付猶予対象者として取り扱う。
  - ※ 産前産後免除期間が申請免除、納付猶予の終期をまたぐ場合も同様に取り扱う
  - 例：平成30年7月から平成31年6月までの継続免除承認者が、平成31年5月から平成31年8月まで産前産後免除期間に該当した場合、平成31年9月から平成32年6月の継続免除審査を行う。
- ③ 産前産後免除期間が学生納付特例の終期と重なる場合においても翌周期のTA対象者として取り扱う。
  - ※ 産前産後免除期間が学生納付特例の終期をまたぐ場合も同様に取り扱う
  - 例：平成31年4月から平成32年3月までの学生納付特例承認者で、平成32年2月から平成32年5月まで産前産後免除期間に該当した場合、卒業予定年月が到来していなければ、平成32年6月から平成33年3月のTA対象

者として取り扱う。

④ 処理結果一覧表について

事務センター（年金事務所）から市町村へ産前産後免除の処理結果一覧表を送付する。

4. 制度周知

厚生労働省において、政府広報や厚生労働省ホームページを活用した広報を行う。

日本年金機構において、「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」による制度周知及びホームページを活用した広報を行う。

また、年金事務所等の窓口説明用チラシを作成し、国民年金保険料納付書の送付時にチラシを同封する。

さらに、市町村等へのチラシの設置を依頼するとともに、市町村に市町村広報紙への記事掲載及び母子健康手帳配布時の制度周知チラシの配布を依頼する。

5. 実施時期

平成31年4月1日